富士見町告示第 99 号

保 安 林 の 指 定 施 業 要 件 変 更 に 関 す る 告 示

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条 3 において準用する同法第 30 条の規定に基づき、別紙箇所について、保安林の指定施業要件を変更する。

その関係図面は、この告示の日から令和 8 年 11 月 13 日まで富士見町役場建設課において、一般の縦覧に供する。

令和 8 年 10 月 15 日

富士見町長　　渡　辺　　葉

保安林の指定施業要件変更箇所一覧

① 長野県諏訪郡富士見町富士見字焼山 5090-39
〃 5090-40
〃 5090-41

② 長野県諏訪郡富士見町富士見字焼山 5090-36
〃 5090-47
〃 5090-55
〃 5090-56

③ 長野県諏訪郡富士見町富士見字七左エ門荒間 4919-4
〃 4919-2
〃 4919-3
〃 4919-6

④ 長野県諏訪郡富士見町富士見宇焼山 5090-43
〃 5090-44
〃 5090-49
〃 5090-50
〃 5090-51
〃 5090-52
〃 5090-53
〃 5090-54